

令和元年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (1 / 3)

項 目	回 答 趣 旨
1. 新・担い手3法の浸透	<p>(1) 改正品確法・運用指針の周知徹底</p> <p>■施策の実現には、各公共工事発注者の実務担当者まで改正内容を理解されることが重要なことから、周知徹底を図っていただきたい</p> <p>■また、品確法の運用指針は今後改正が予定されているが、できるだけ早い時期に改定し、今回の法改正に対する具体的な方策や取組を各公共工事発注者に浸透させていただきたい。</p> <p>品確法の地方公共団体への浸透については、これまでも国、地方公共団体、特殊法人等の公共工事発注機関で構成する「関東ブロック発注者協議会」等を通じて取り組んできたところですが、公共工事の品質確保等に向けた取組をより一層推進するため、本年5月29日に開催した「関東ブロック発注者協議会」では、新たに各都県の代表首長（市長会長、町村会長）にも参画頂き、発注者間の協力体制の強化等を図ることとし、新・担い手3法改正案の周知並びに設計変更ガイドラインや工期設定ガイドラインの取組など運用指針に基づく各発注機関における取組状況等について情報共有を行うなど、公共工事の品質確保に向けた取組を推進しているところです。</p> <p>また、関東地方整備局では、7月11日に開催した新・担い手3法に関する説明会のほか、7月19日に開催した「東京都発注者協議会（東京都分科会）」において、改正品確法を始めとする新・担い手3法等について東京都と連携しながら区市町村に対し情報提供を行ったところです。</p> <p>その他、関東地方整備局の独自の取組として、本年6月21日に改正品確法の趣旨も踏まえ“地域インフラ”サポートプラン関東 Ver. 3.0を公表したところですが、その中でも地方公共団体の発注者育成支援を行うこととしており、今後も引き続き各機関と連携し、新・担い手3法の浸透を図って参ります。</p> <p>なお、本改正法の運用上の留意事項等については、品確法第9条の規定に基づく基本方針及び同法第22条の規定により定められる「発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）」において定めることとしており、現在運用指針の骨子案について、地方公共団体及び貴協会等の意見を伺っているところです。今後、伺った意見を参考に運用指針の改定案をとりまとめ、再度地方公共団体及び貴協会等の意見を伺いながら年内を目途に運用指針を策定する予定とされております。引き続き、関東ブロック発注者協議会等を通じて、新・担い手3法並びに運用指針の浸透を図って参ります。</p> <p>(2) 民間工事発注者への改正建設業法の周知徹底</p> <p>■民間工事発注者にも本規定を十分に理解いただく必要があることから、周知徹底を図っていただきたい。</p> <p>今般の建設業法改正の内容も踏まえ、適正工期の設定・確保を通じて長時間労働の是正を図っていくには、建設業者による生産性向上などの自助努力とともに、御指摘のとおり、民間工事を含めた全ての建設工事の発注者に理解いただくことが必要です。</p> <p>ご要望いただいた点につきましては、民間発注者も構成員となる会議等で、今般の法改正の内容を説明し、周知するといった取組も行っておりますが、引き続き、様々な機会を使い、民間発注者に対する周知を図って参ります。</p>
2. 週休2日の推進	<p>(1) 現場条件を見込んだ工期設定の徹底</p> <p>■建設業の週休2日実現のため、現場条件を見込んだ工期設定を徹底していただきたい</p> <p>施工条件や協議状況等の現場の諸条件については、工事工程に大きく影響を及ぼすものであり、週休2日を実現するうえでも、現場条件を適正に工期設定に反映させることが必要であると考えております。</p> <p>工事発注にあたっては、工事現場の施工条件や制約条件等の各種現場条件の確認を行い、作業日数や準備・後片付け期間に適切に反映させるとともに、休日・降雨日・出水期・現場条件による作業不能日（不稼働日）を考慮し、適切な工期設定に努めております。</p> <p>また、発注時において、工期設定の根拠となる条件を示した工事工程表の開示（試行）を行うとともに、工事工程クリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にすることとしております。</p> <p>ご意見を踏まえ、適切に条件明示をするとともに、工期に適切に反映するよう徹底して参ります。</p>

令和元年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (2 / 3)

項 目	回 答 趣 旨
2. 週休2日の推進	<p>(2) 週休2日の実施に伴う必要経費の補正係数の継続的見直し</p> <p>■建設企業が週休2日制に積極的に取り組めるよう、必要経費の補正係数を継続的に見直していただきたい</p> <p>毎年、公共事業労務費調査を実施しており、この調査から得られる労務費の積算基準の率と実態の乖離状況等を踏まえ公共事業労務費の見直し・改定が行われております。</p> <p>平成30年度より、週休2日の導入等休日拡大に伴って支給する手当の実態を把握するための調査が追加されております。本調査については、各受注者にご協力をいただいているものであり、今年度も継続して調査を行う予定としております。ご意見について本省に伝えて参ります。</p> <p>(3) 条件明示の精度向上</p> <p>■条件明示項目の精度向上を図っていただきたい</p> <p>関東地方整備局では、工事発注に際して施工地域の自然条件や社会条件、関係機関との協議や関連施設との調整等を事前に済ませ、工事が円滑に施工できるよう、設計図書における条件明示の徹底を目的として作成した「土木工事条件明示の手引き(案)」(平成30年3月改訂)を活用し、適正な設計図書の作成及び積算内容の整合を図り、適切な工事発注に取り組んでいるところです。</p> <p>また、工事着手段階において、施工条件や設計条件等の確認・情報共有を図り、工事の円滑な着手、手戻りの防止を図ることを目的として、発注者(設計担当・工事担当)、設計者、施工者(受注者)による三者会議を実施することとしており、平成30年度は約290件の工事において実施しております。</p> <p>引き続き、これらの取り組みを進めるとともに、適切な条件明示に努めて参ります。</p> <p>(4) 河川工事における出水期施工の適用拡大</p> <p>■河川内工事についても、週休2日が実現できる工期で発注していただくとともに、国交省では直轄工事に限定して出水期に施工ができる工種が発表されているが、条件が同様の場合には全ての河川内工事に適用していただきたい</p> <p>出水期間中の工事施工の取扱いについては、施工時期の平準化や余裕を持った工期の確保を推進し、生産性向上や働き方改革に寄与するものとして、平成29年度より全国の直轄管理河川を対象として統一的に施工を可能とする工種の緩和を行っているところです。</p> <p>具体的には、平成29年度に、退避及び流出防止により治水上の安全が図られる工種として、準備・後片付け、河道掘削・浚渫、天端舗装、工事用道路、土砂運搬、根固工(乱積み)が、平成30年度には、堤防機能を低下させることなく施工が可能な工種として、遮水矢板工、川裏矢板工、地盤改良、低水護岸(矢板)、築堤盛土(嵩上げ)、法尻補強、さらに、令和元年度には、樹木伐採、流木除去の工種で出水期の施工が可能となりました。</p> <p>各河川への適用については、河道特性や近年の出水状況を踏まえ、作業員や資機材等の退避など適切な防災措置を講じることにより、治水上の安全性が確保される工種について適用を進めているところであり、今後も適用が可能な工事については取組を推進して参りたいと思います。</p> <p>なお、出水期間中の工事施工の取扱いについては、取組の推進を図るため、各都道府県・政令指定都市にも随時情報提供を行っております。</p>

令和元年度 (一社) 東京建設業協会との意見交換会 回答趣旨 (3 / 3)

項 目	回 答 趣 旨
3. 働き方改革の推進	<p>(1) 土木工事書類スリム化ガイドの徹底</p> <p>■立会される現場技術員まで浸透するよう、本ガイドラインの周知を図っていただきたい</p> <p>関東地方整備局では、平成27年度より工事書類の提出方法を事前協議で明確にすることで、紙媒体の提出に加えて電子データを提出する二重提出の防止に向けて取り組んでいます。</p> <p>平成28年度には、各都県の建設業協会と共同で、工事関係書類のスリム化点検を実施、平成29年度に「土木工事書類スリム化ガイド」を作成しました。その中で、作成不要書類を添付しても工事成績では評価しない、書類の見栄えが工事成績に影響しないこと等を明記しています。</p> <p>また、平成30年6月に「土木工事書類作成マニュアル」について改定を行いました。</p> <p>平成31年4月には「請負工事成績評定要領」を改定し、過剰な書類作成を促す表現の見直しを行うとともに、添付不要・提出不要等作成時の留意事項を明記しています。</p> <p>さらに、平成30年3月に改訂された設計変更ガイドラインには、設計変更するために必要な資料の作成については、発注者が受注者に対して具体的な指示を行い、その資料作成業務については契約変更の対象とすることを明記しています。</p> <p>これらについては、ホームページへ掲載するとともに、業団体との意見交換会等における周知、監督職員から受注者へ配布説明するなど様々な機会を通じて受発注者双方に浸透を図っているところです。</p> <p>今後も引き続き、工事書類の簡素化に努めるとともに受注者の作業負担軽減に向け周知徹底を図って参ります。</p> <p>(2) 「工事検査書類限定型モデル工事」の試行拡大</p> <p>■請負代金内訳書、工事工程表など、検査に必要な契約関係書類は外すという原則の下で、対象工事の拡大を図りつつ、試行を進めていただきたい</p> <p>工事の検査時に工事書類を限定する「工事検査書類限定型モデル工事」については、平成30年度に2件の試行をした結果、検査時間の短縮など効率化が図れたとの意見を頂いています。令和元年度は試行工事のさらなる拡大を予定しています。</p> <p>(3) 「協議事項設定のあり方検証モデル工事」の試行導入</p> <p>■関東地方整備局においても、同モデル工事を試行していただき、受発注者の働き方改革の促進を図っていただきたい</p> <p>特記仕様書に安易に受注者発議の「協議」事項とはせず、「協議・指示・提出・報告・承諾」等について適切に記載することは、協議資料等作成に伴う受注者の負担軽減が図られると認識しております。今後、建設業協会等の意見を参考に、特記仕様書の見直しを図って参ります。</p> <p>(4) 工事における業務環境の改善</p> <p>■工事の業務環境についても改善を図るため、同様の取組を導入していただきたい</p> <p>工事の業務環境改善については、施工中の協議に必要な書類は必要最小限となるよう「土木工事書類スリム化ガイド」に明記し、業務量の削減に取り組むとともに、書類の提出期日は余裕をもって設定するよう、監督職員へ指導しているところです。</p> <p>なお、設計業務等については、(一社)建設コンサルタンツ協会関東支部の協力を得て「平成30年度において業務環境改善を重点的に取り組む方策」を作成し、設計業務等の業務環境改善に取り組んでいるところであり、今後工事においても建設業協会の協力を得て同様な取組を検討して参りたいと思います。</p>